

ぜひご自宅で保管して  
長期間お使いいただきたい!

# 那須塩原市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して  
3つのあんしんを手に入れよう!

トラブル・事故の回避

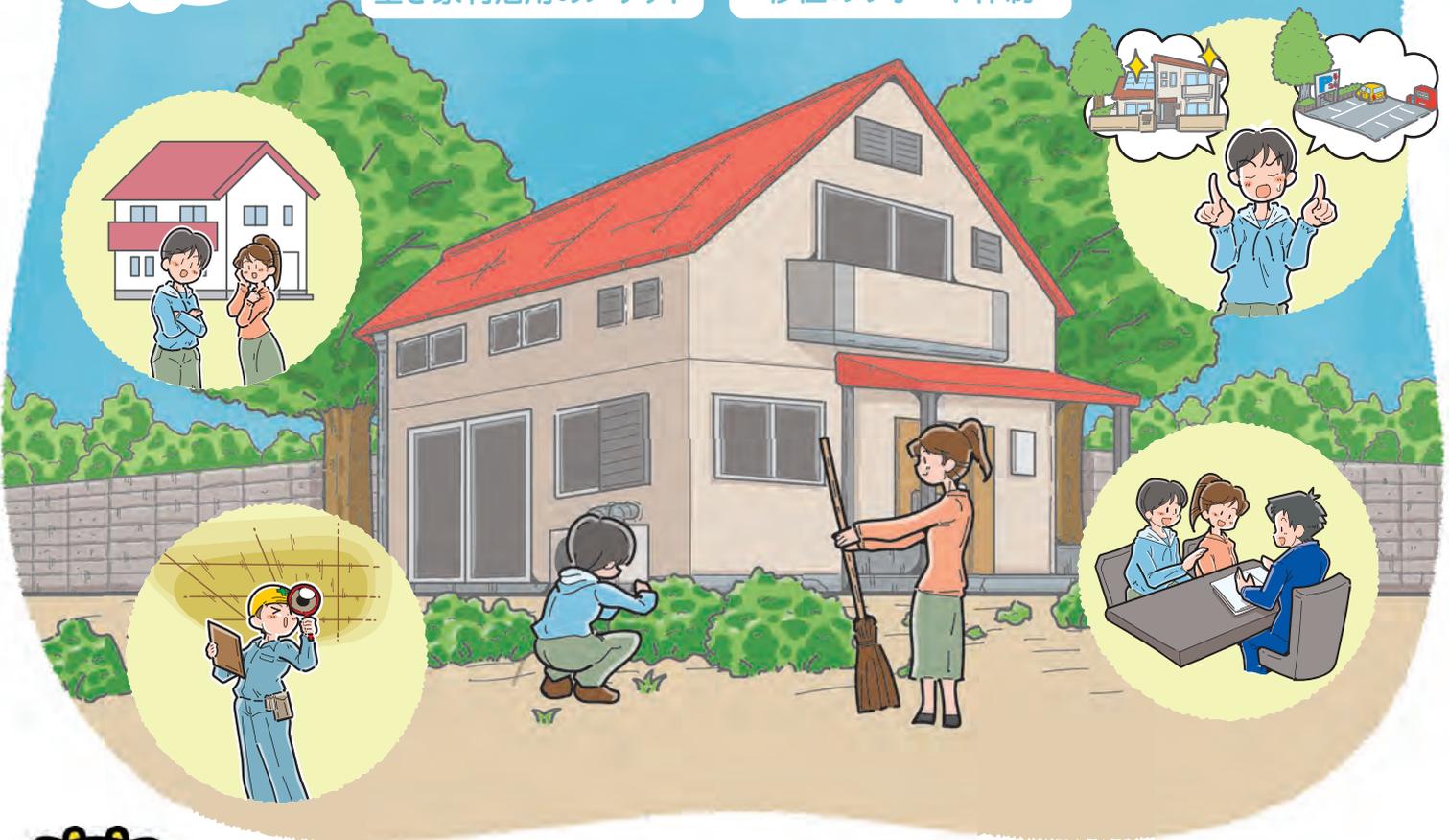
経済的負担の軽減

資産価値の維持

空き家を利活用して、  
理想的なライフスタイルを実現しませんか?

空き家利活用のメリット

移住のサポート体制



「みるひい」

令和5年  
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」  
の一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

那須塩原市 × 株式会社サイネックス

# OSHIMA

建物解体なら

大島商店



リサイクルを通じて人と暮らしの環境を守る

有限会社 大島商店

大島商店は廃棄物処理法に基づき適切に処理を行う企業です。

〒329-3155 栃木県那須塩原市笹沼262

📞 0287(65)0863

📠 0287(65)3381

✉️ web@oshima-s.jp

<https://www.oshima-s.jp>

#### 【許認可一覧】

- ・一般貨物自動車運送業
- ・一般廃棄物収集運搬事業【許可番号】那須塩原市第49号
- ・産業廃棄物収集運搬事業【許可番号】第181265号
- ・一般建設業【許可番号】栃木県知事(般-28)25131号
- ・古物商【許可番号】栃木県公安委員会 第411110000551

当社では片付け、廃棄物等の処理もお受けいたします。

# もくじ 【 Contents 】



- 空き家を  
放置していませんか? …… 2
- 空き家について  
考えてみましょう! …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
- 空き家を所有  
することになったら …… 8
- 空き家を管理する  
場合には …… 10
- 空き家を管理できない  
場合には …… 10
- 売却・賃貸・解体のこと …… 12
- 那須塩原市の補助制度・  
支援制度について …… 13
- 那須塩原市  
空き家バンク …… 14
- 那須塩原市の  
移住・定住について …… 16



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## 那須塩原市 空き家の手引き

令和8年3月発行

### 発行

那須塩原市／株式会社サイネックス

### 広告販売

株式会社サイネックス 栃木支店  
〒321-0924 栃木県宇都宮市下栗1丁目21番18号  
TEL.028-632-9711

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。

### 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〈 広 告 〉

片付け不要・修理不要  
**空き家 そのまま 買取**



有限会社 **ハチス住研**

〒325-0067 栃木県那須塩原市清住町94-282



**0287-63-3145**

栃木県知事(9)第2849号 (公社) 全国宅地建物取引業保証協会員  
(公社) 栃木県宅地建物取引業協会員



メールでの  
お問合せはこちら



# 01 空き家を放置していませんか？

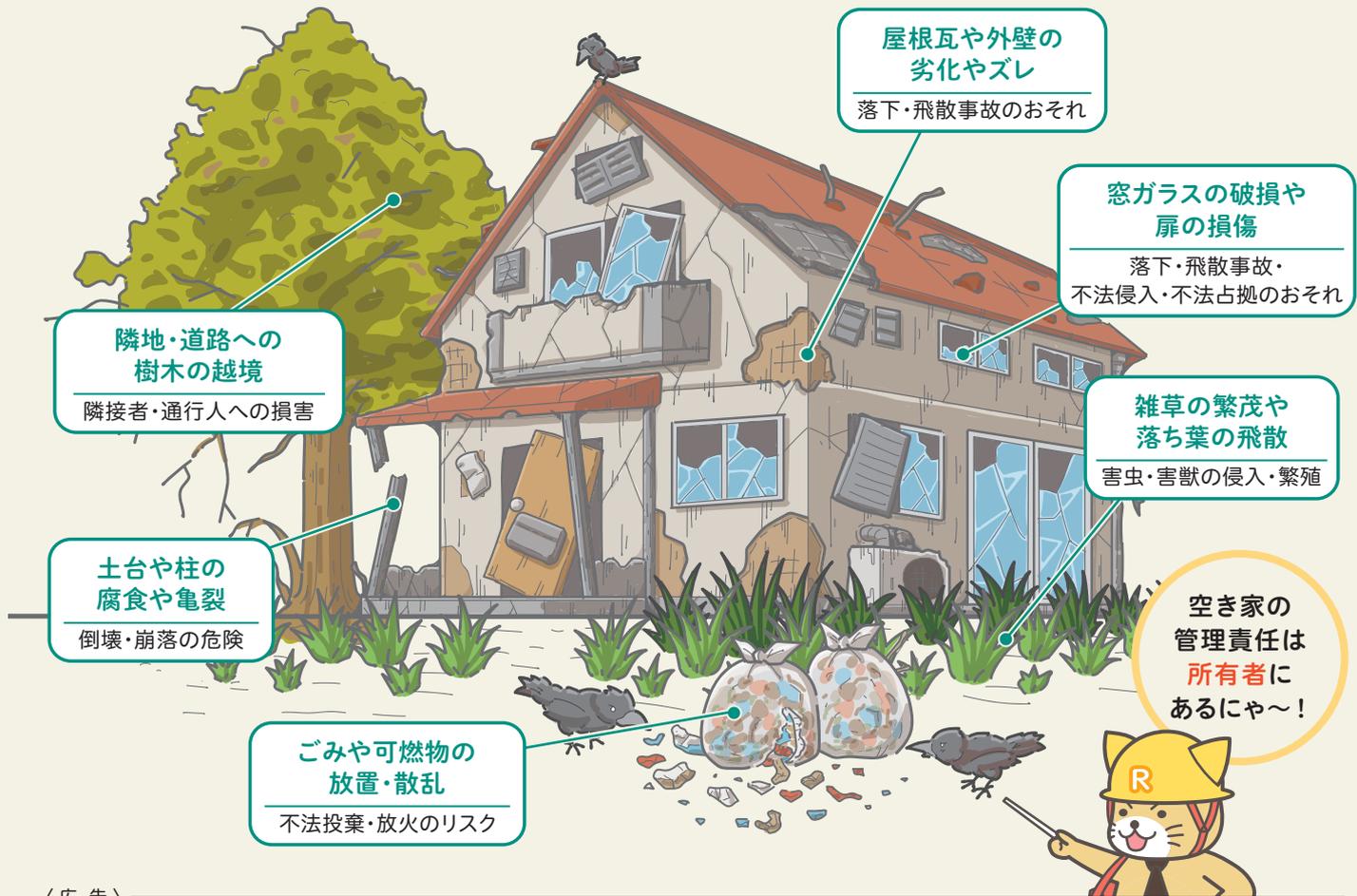
## 空き家とは

▶ 継続して居住やその他の使用がされていない建物や敷地のこと

## 空き家放置のリスク



市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「那須塩原市空き家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取組を進めています。



< 広告 >

# 建物解体



見積り無料です！お気軽にご相談下さい！

(株)松村自動車商会

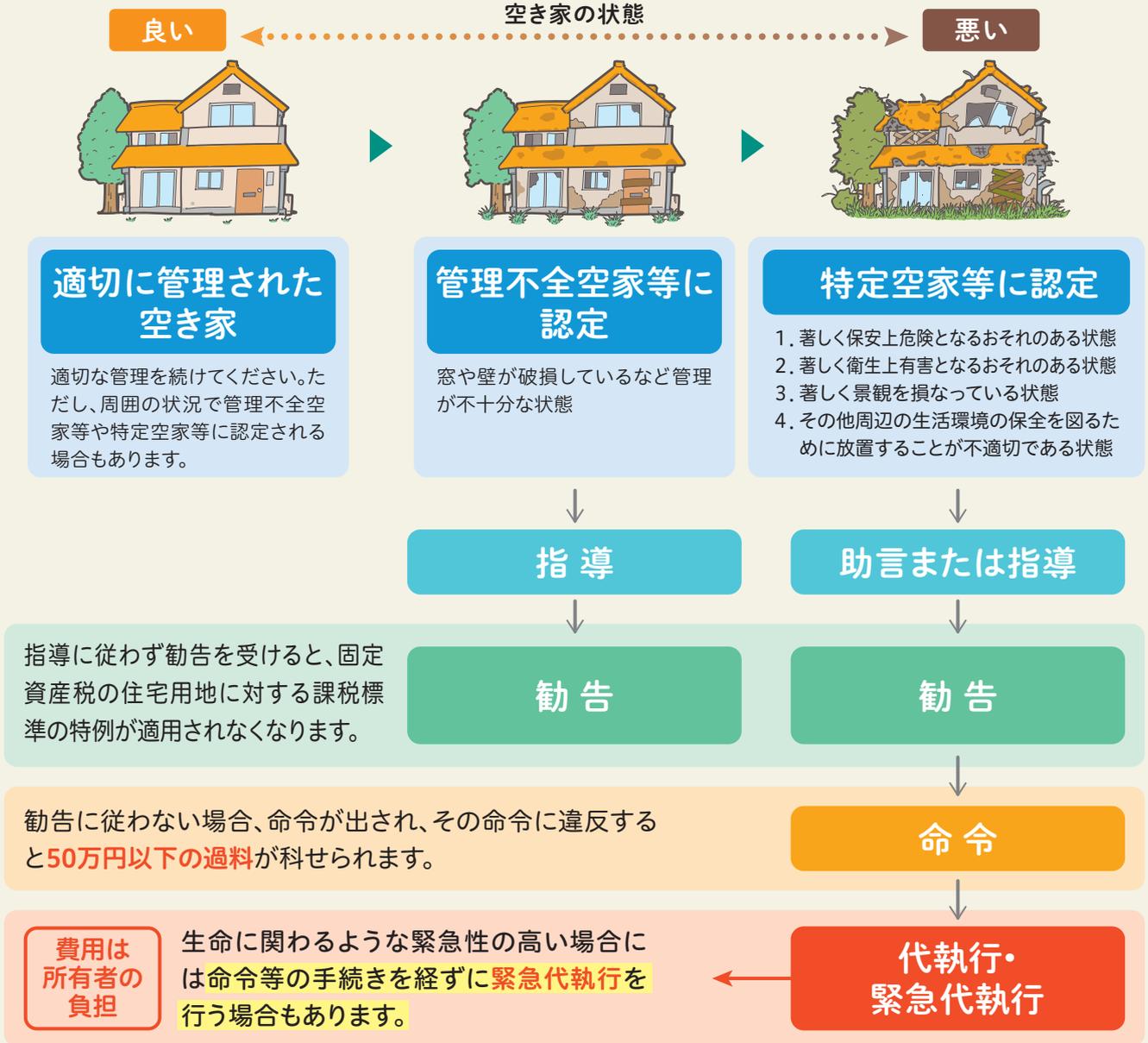
一般社団法人 栃木県解体工事業協会会員

〒329-2732 那須塩原市一区町193

TEL0287-36-1367

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

空き家・相続不動産・中古住宅の「売却・買取・活用」など  
空き家対策・空き家活用に関する  
ご相談はお任せ下さい!!

女性だけで運営する“親切な不動産屋さん”

取締役社長 武田 加代子  
宅地建物取引士・二級建築士・ファイナンシャルプランナー

**TEL 0287-37-9153**

営業時間 9:00～18:00  
定休日 日曜日・祝日・第2土曜日

“誠意と人の和を大切に”

**有限会社 ラ・武田**

<https://www.latakeda.co.jp>  
栃木県那須塩原市大夫塚2丁目201-9

(社) 栃木県宅地建物取引業協会会員 (社) 全国宅地建物業保証協会会員 栃木県知事(7)第3812号

# 02 空き家について考えてみましょう!

## 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは  
何ですかにや?



我が家の  
将来について  
考えましょう!

P6・7  
参照

次世代への  
引き継ぎについて事前に  
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に土地・建物を引き継いでもらいたいかなどを明確にしておくことで、残された家族が悩んだり、争うことがないように準備することが重要です。

空き家を  
所有すること  
になりました

P8・9  
参照

空き家の  
所有者には管理責任が  
あります!

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

空き家の  
使い方を  
考えましょう!

P8・11・  
14参照

家財処分、  
相続等について  
知りましょう!

空き家の使い方を決めるにあたっては家財の処分や相続手続き等の理解を深めることが重要です。また売却や賃貸の可能性がある場合には、事前に相談する不動産業者や空き家バンクについて調査しましょう。

< 広告 >

## ゴミの回収は おまかせ下さい!



REDUCE ..省資源  
REUSE ..再使用  
RECYCLE ..再生利用

計量システム機搭載車両（パッカー車）にて回収  
その場でお客様のごみ処理料金がわかります!

### 営業品目

- 一般廃棄物回収（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ）
- 再生資源物買取（古紙・銅屑・ステンレス屑・アルミ屑 など）
- 家屋解体工事（一般建物解体・機械撤去・他）
- 産業廃棄物収集運搬（廃プラスチック・木くず・建設廃材・他）

有限会社 大島商店

代表取締役 大島 三千三

〒329-3155

栃木県那須塩原市笹沼262

TEL:0287-65-0863

FAX:0287-65-3381



**適切な管理を!**

そのままにする場合でも、放っておいては荒れる一方です。いずれ活用する(自分で住む、売却・賃貸する等)ときのために、適切な管理が必要です。



**有効に活用しましょう!**

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や手続きについて考えることが重要です。



**壊すことも管理の一つ!**

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉

**空き家活用・中古住宅の売買・移住のご相談なら  
地元那須で45年 家族経営の 健光住宅へ**

**TEL:0287-63-7671**

那須塩原市豊浦93-1 (ホームセンターカンセキ隣)

営業時間9時~18時 ※水曜定休

ご予約の時は水曜日でも可

栃木県知事(10)第2754号



HPはこちら

**(有)健光住宅**

HP無料掲載

移住者実績豊富



# 03 我が家の将来を考えよう

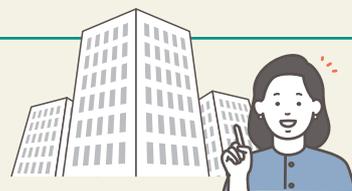
## どのように次世代に引き継ぐか考えよう

### ＞現在の登記内容を確認しよう

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義が、現在の所有者になっているかなど、登記事項を確認しましょう。



### ＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



### ＞困ったときは専門家に相談しよう

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、司法書士などの専門家に相談しましょう。



〈広告〉

## 建物解体工事・撤去工事 お任せください

環境に考慮したスピーディでムダのない施工を目指しています。  
建物解体工事後の**造成工事、舗装工事**まで一式請負承ります。

栃木県知事許可(般-6)20297号

# 株式会社 日本解体

〒325-0103 那須塩原市青木1041-1

**TEL 0287-64-2402**

営業時間 8:00~17:00

休業日 日曜日、祝日



## ＞ 意思表示をしておこう

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがありますので、特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 (パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能)		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめる。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない	※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無効になりにくい。</li> <li>●紛失などのリスクがない。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文意不明等で無効になることがある。</li> <li>●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●費用・手間がかかる。</li> <li>●証人が2人必要</li> </ul>

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

check!

### 自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認ください。



〈 広告 〉

## 銅・鉄・アルミ等 買取り致します

# (有)那須金属

金属ごみについて何でもお気軽にご相談ください

**営業品目**

- 銅・鉄・アルミ
- 産業廃棄物処理業
- 特殊金属・貴金属
- 消火器処理業
- コンピューター屑等

ご家庭から出る  
**金属ごみの持込も**  
大丈夫です。

**TEL (0287) 63-8910 FAX (0287) 63-8918**

工場 那須塩原市埼玉2-1096

# 04 空き家を所有することになったら

## 相続登記をしよう



▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

### 手順① 必要な情報収集

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得  
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

### 手順② 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょ。

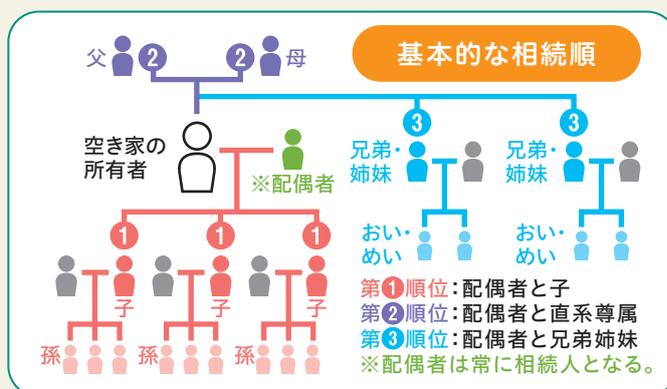
### 手順③ 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

### 手順④ 法務局の審査、問題無ければ相続登記の完了

### 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

< 広告 >

不動産・建築を通じて笑顔と笑顔を結ぶ

SOUGO KIKAKU

HotなのにCool

冬暖かいのに夏涼しく快適な家を実現します

株式会社 相互企画

栃木県那須塩原市南郷屋4-16-1 TEL.0287-36-3925

サラオンカルモ

salão calmo

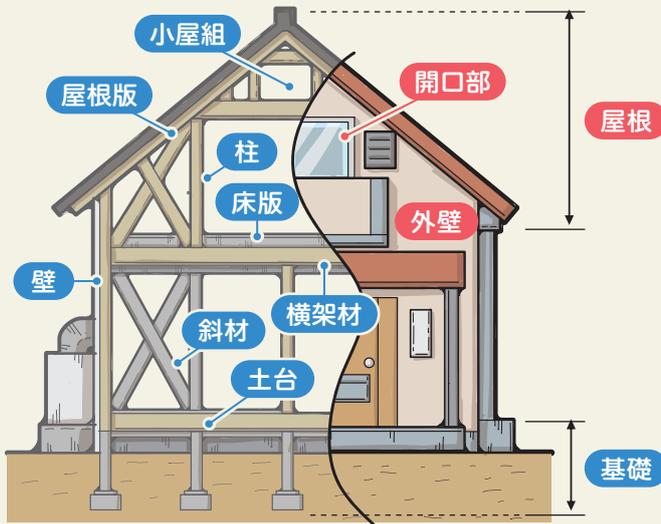
GOLF AND POOL BAR

# 空き家の状態を知ろう(インスペクション)

▶ 建物状況調査(インスペクション)は、空き家の劣化状況等の調査を行うもので、特に住宅の売買においては、売り手と買い手ともに、住宅の状態を把握し取引ができるとして現在ニーズが高まっている制度です。

## 木造戸建て住宅の場合

2階建ての場合の骨組(小屋組、軸組、床組)等の構成



### 建物状況調査とは

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化・不具合の状況を把握するための調査ですにゃ〜。



### 検査にかかる時間・費用は?

物件の規模にもよりますが、3時間程度が見込まれます。  
費用は各調査実施者により異なりますが、一般的には5~10万程度とされています。



### リフォームやインスペクションについての相談は?



既存住宅状況調査技術者検索サイトから調査実施者を検索することも可能です。



詳細はこちら

〈 広告 〉



一般社団法人

わんだふる♡ライフ

福祉の専門職が担う  
空き家管理サービス

こんなお悩み  
ありませんか?



「ご親族が施設に入所され空き家になってしまったが、遠方なので家の管理ができない」  
「家主が亡くなったが相続手続き中のため、その間の家の管理が行えない」



- ◆ 弊社の空き家管理は、別荘等の管理ではなく、福祉(社会的)問題のため一時的に空き家の管理が行えない方を対象としてご依頼者がいらっしゃる場合のみ受け入れさせて頂いております。(契約期間は上記課題を解決する事が目的ですので原則一年以内と致します。)
- ◆ 必要に応じて、問題解決に向けて司法書士や弁護士、又は税理士等各専門職をご紹介致します。(紹介等は無料ですが相談同行等の場合は別途料金が発生することがございます)



代表 岸友和

TEL 0287-46-6176(代)

〒329-2742 那須塩原市東赤田321-1221

[営業日時] 土日・祝日・年末年始を除く 平日 8時30分~17時30分まで

わんだふるライフ 那須塩原



## 05 空き家を管理する場合には

### 近隣に迷惑をかけないようにしよう

#### ＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



## 06 空き家を管理できない場合には

### 空き家の売却、賃貸を検討しよう

▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理が難しい場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

#### ＞ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



#### ＞ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう

##### ● 売却 詳しくはP12へ

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買い取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

##### ● 賃貸 詳しくはP12へ

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



#### ＞ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう 詳しくはP12へ

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

## ▶ 売却・賃貸のヒント

● **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

● **売却するのに費用負担が分からない場合には？**

解体費や測量費なども含め、不動産業者に相談してみても…

● **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

● **売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？**

建物状況調査(インスペクション)(P9参照)をしてみても…

● **借地で空き家が売却できない場合には？**

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

● **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

● **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

● **空き家バンクを利用してみても？** 詳しくはP14へ

空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。



「那須塩原市空き家バンク」の  
物件・利用登録、情報閲覧は



お問い合わせ 都市計画課

TEL.0287-62-7162

## 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



〈 広 告 〉

【50年の実績と信頼の地域許可業者】



お家をキレイに片付けたい

こんな時に  
**ご相談ください**

- ☑ たまってしまった大量のごみ
- ☑ 分別の仕方が難しい
- ☑ 片付けたいけれど上の階から下ろすのが大変
- ☑ 高齢で片付けが難しい
- ☑ ごみの量が多くまとめるのが大変

このようなお困りごとの時は  
**那須クリーンに!**

不用品

粗大ごみ

回収  
します!



**(有)那須クリーン**

〒329-2711 那須塩原市石林692番地

☎ **0287-36-1191**

FAX 0287-36-9459

見積  
無料

HPは  
こちら!



# 07 売却・賃貸・解体のこと

## 売却のメリットは?デメリットは?

### > メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



### > デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性あり
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性あり



## 賃貸のメリットは?デメリットは?

### > メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



### > デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



## 空き家の解体のメリットは?デメリットは?

### > メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



### > デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



< 広告 >



本店 0287-64-1221 那須塩原店 0287-67-2233

那須塩原市で賃貸・売買の不動産を探すなら

# 株式会社 東陽宅建



お客様のご希望物件 全力でお探し致します!

LIXIL不動産ショップ 東陽宅建 〒325-0072 那須塩原市豊住町79-86

栃木県知事(12)第1945号 <https://www.nasu-toyo.co.jp>

営業時間: 9:00~18:00  
定休日: 水曜日

## 特定空き家等解体費補助金

▶ 周辺の生活環境への悪影響を防ぐため、適正に管理されていない特定空き家等の解体にかかる費用の一部を補助します。

### ● 対象空き家

- 市が事前調査により「特定空き家等」と判定されたもの
- 不動産業を営む者が所有するものではないこと
- 所有権以外の権利が設定されていないこと(ただし、関係権利者全員からの同意が得られる場合などを除く)
- 公共事業等の補償対象となっていないこと

### ● 対象者

- 対象空き家を解体する所有者等(共有・相続人の場合は所有権を有する者全員の同意を得ていること)
- 所有権を有する者全員から解体について同意を得ていること
- 市税の滞納がないこと
- 那須塩原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

### ● 対象工事

- 対象空き家の全てを解体・撤去する工事
- 那須塩原市内の建設業法に基づく許可業者または解体工事業の登録業者が施工する工事

### ● 補助金額

- 解体費用の2分の1(1,000円未満切捨て)
- 上限50万円(ただし、居住誘導区域内は上限70万円)

## 空き家等管理業務

▶ 所有する空き家を自分で管理できない場合は、市と協定を締結している下記団体が実施する「空き家等管理業務」をご利用ください。

● 那須塩原市シルバー人材センター TEL. 0287-37-5121

(シルバー人材センターでは、空き家等の所有者との契約を行い、目視点検、除草及び清掃、樹木の剪定及び枝下ろし、その他所有者の要望による空き家等管理業務を行います。)

## 空き家対策・発生予防セミナー

▶ 空き家の適正管理や有効活用、発生予防等について、専門家を講師に招き、セミナー等を開催しています。開催情報は、那須塩原市のホームページ、広報誌等でご案内します。

〈 広 告 〉



木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・内装解体



株式会社 総合解体一

栃木県知事:第026744号

〒325-0013

栃木県那須塩原市鍋掛1087-778

TEL/FAX 0287-62-5945

# 09 那須塩原市空き家バンク

## 空き家バンクについて

▶ 市が那須塩原市内の空き家等の所有者と空き家を利用して移住・定住を考えている方とのマッチングを行う制度が空き家バンク制度です。

市内の空き家の有効活用を図るとともに、本市への移住定住を促進することを目的としています。

自分にとって不要な空き家でも、必要としている人がいるかもしれません。空き家の管理にお困りの方は、ご相談ください。

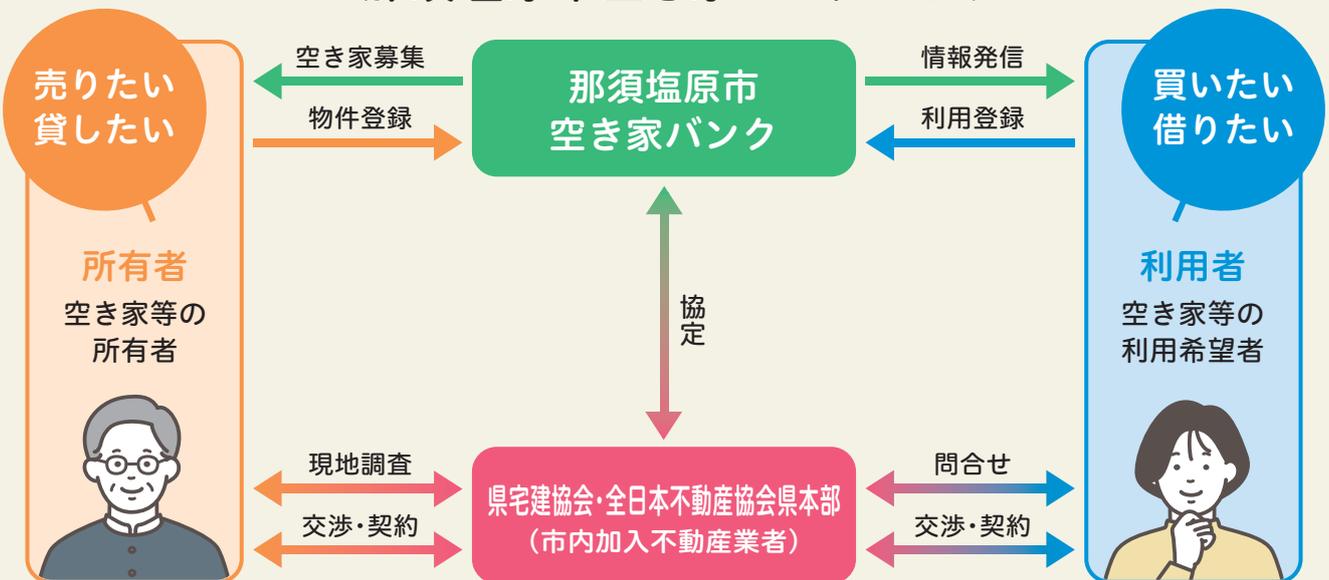
空き家バンクに登録された売買物件の場合、「リフォーム工事」や「媒介手数料」等への補助金があります。



物件の一覧や補助金についての詳細はこちら  
那須塩原市空き家バンクホームページ



## 那須塩原市空き家バンクのしくみ



〈 広告 〉

## 土木・建築・解体工事業のプロ集団です

解体工事



建築工事



土木工事



舗装工事



石・水道工事



お気軽にお問い合わせ下さい



株式会社みやび

TEL 0287-74-3946 FAX 0287-74-3947

栃木県那須塩原市埼玉3-117

お問い合わせ

ホームページ



# 空き家バンクの補助金について

## ＞ 空き家バンク登録建物リフォーム補助金

空き家バンクに登録された物件を購入・賃借してリフォームを行う場合や、登録前に所有者がリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助します。

### ● 対象者

#### 【空き家バンク利用者】

空き家バンクを利用して物件を購入又は賃借し、定住する方

#### 【空き家バンク所有者】

所有する空き家をリフォームして空き家バンクに登録予定の方

### ● 条件

- リフォームにかかった費用の総額(税込)が20万円以上であること
- 市税の滞納がなく、必ず工事着手前に申請すること

### ● 補助金額

- リフォーム費用の2分の1  
(空き家バンク利用者のうち、子育て世帯は3分の2)
  - 上限50万円  
(空き家バンク利用者のうち、子育て世帯は100万円)
- ※居住誘導区域内の場合は、上限70万円(子育て世帯は120万円)となります。

### ● 注意事項

補助金の交付は、住宅1戸につき1回限り、かつ補助対象者1人につき1回限りとなります

※子育て世帯とは、申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居している世帯を指します。

## ＞ 空き家バンク利用子育て世帯転居補助金

空き家バンクに登録された物件を購入・賃借して定住する子育て世帯に補助金を交付します。

### ● 対象者

#### 【空き家バンク利用者】

空き家バンクに登録されている物件を購入し、定住する子育て世帯

### ● 条件

- 購入した家に10年以上定住する意思があること
- 申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居している世帯
- 市税の滞納がないこと

### ● 補助金額

対象となる子ども1人につき5万円  
(対象児1人に対する補助金の交付は1回限り)

## ＞ 空き家バンク利用契約媒介手数料補助金

空き家バンクを介して物件を売買した際に、不動産業者へ支払った仲介手数料の一部を補助します。

### ● 対象者

#### 【空き家バンク利用者】

空き家バンクを利用して物件を購入し、10年以上定住する意思のある方

#### 【空き家バンク所有者】

空き家バンクに登録した物件を売却した方

### ● 条件

市税の滞納がないこと

### ● 補助金額

- 支払った媒介手数料の2分の1
- 上限10万円

### ● 注意事項

補助金の交付は、住宅1戸につき1回の売買を限度とし、かつ補助対象者1人につき1回限りとなります。

## ＞ 空き家バンク登録空き家家財処分補助金

空き家バンクへの登録や利活用を促進するため、建物内にある不要な家財道具の撤去や処分に要する費用の一部を補助します。

### ● 対象者

#### 【空き家バンク利用者】

空き家バンクを利用して物件を購入又は賃借し、定住する方

#### 【空き家バンク所有者】

所有する空き家内の家財を処分して空き家バンクに登録予定の方

### ● 条件

- 処分にかかった費用の総額(税込)が5万円以上であること
- 市税の滞納がないこと

### ● 補助金額

- 処分にかかった費用の2分の1
- 上限10万円(居住誘導区域内の場合は上限12万円)

### ● 注意事項

補助金の交付は、住宅1戸につき1回限り、かつ補助対象者1人につき1回限りとなります。



# 10 那須塩原市の移住・定住について

移住・定住に関する相談は、  
移住促進センターにおまかせください！



- ▶ 那須塩原市への移住者は年々増えており、7年連続で転入超過となるなど、子育て世代をはじめ、多くの方に選ばれているまちです。  
移住に当たって、新しい「住まい」は重要なポイントとなりますが、若年層を中心に、住まいのニーズは多様化しており、住宅を新築するだけでなく、空き家をリノベーションするなど、自分たちの理想のライフスタイルを実現するためのツールとしても活用されています。  
また、住宅だけでなく、空き家をリノベーションして、新しい店舗をオープンさせる方も増えており、空き家の需要は今後も一層高まっていくと考えられています。

## 移住・定住に関するワンストップ窓口

「那須塩原市移住促進センター」は、那須塩原市に移住をお考えの方や、定住されている方のサポートのため、移住定住コーディネーターが市内のさまざまな情報をご用意しております。

来所、電話、メール、オンラインにて移住に関する様々な疑問やお困りごとをご相談いただけます。

## オンライン移住相談

「遠方でなかなか来訪が難しい」「移住にあたって何から始めたらいいかわからない」「まずは話を聞いてみたい」など、移住をご検討の方に対してZoomやGoogle Meetを利用したオンライン移住相談を実施しております。(お時間は通常1時間程度です)

資料や写真などもご覧いただきながら相談に応じさせていただきますので、メールや電話で伝えることが難しい那須塩原市の雰囲気も感じ取っていただけます。

## オーダーメイド現地案内ツアー

那須塩原市はエリアによって雰囲気や生活環境が大きく異なるため、それぞれの場所で実現できる理想の暮らしがあります。土地の雰囲気や生活圏の様子を知っていただけるよう、ご希望のエリアや住むにあたって気になる点などお伺いしながら、移住目線であなただけのオーダーメイド現地案内を水曜日を除く毎日実施しております。

お時間は通常3時間程度で、公用車にて市内を巡ります。

実施費用は無料です。

那須塩原市への移住後の生活を具体的にイメージできると好評です。



## 移住に関する補助制度

### 移住支援助成金(国・県・市補助事業)

下記の要件を満たした人に対し、最大100万円(単身の場合、60万円)を助成します(子育て加算1人につき100万円)。

#### 移住元の要件

以下のいずれにも該当する必要があります。

- 那須塩原市に住民票を移す直前の10年のうち通算5年以上、「東京23区に在住」又は「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していたこと。
- 那須塩原市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、「東京23区に在住」又は「東京圏に在住し、東京23区内へ通勤」していたこと。



#### 移住先の要件

- (1)～(3)のいずれかの要件を満たす必要があります。
- (1)テレワークにより、移住元の業務を継続して行うこと。
- (2)県が運営する企業情報掲載サイト「WORKWORKとちぎ」に移住支援金の対象となる求人情報を掲載した中小企業等に就職すること。
- (3)栃木県の支援策である「地域課題解決型創業支援補助金」(P19参照)の交付決定を受けること。
- (4)那須塩原市チャレンジファーマー事業のうち、応用コースの受講を3か月以上継続し、農林水産業に就業する見込みがあること

### 移住応援補助金(市独自支援)

東京圏から移住した43歳未満の賃貸物件契約者に対し1年間、家賃の1/3(月額最大2万円)を補助します。16歳未満の子どもがいる世帯や、居住誘導区域に住む場合は一定額の加算もあります。

### 新幹線定期券購入補助金(市独自支援)

本市に転入後、那須塩原駅から東北新幹線を利用し、大宮駅、上野駅または東京駅を経由して通勤する定期券購入者を対象に、月額最大1万円を補助します(最大5年間)。

お問い合わせ 那須塩原市移住促進センター  
TEL.0287-73-5742

詳しくは  
こちら



〈 広 告 〉



産業廃棄物収集運搬処分業・解体工事業



# 有限会社 美原商事

〒325-0103 那須塩原市青木1811-6  
【営業時間】 8:00～17:00 【休日】 毎週土・日/祝日

TEL 0287-62-3212

FAX 0287-62-5622

## 移住定住のサポーター▶那須塩原市移住促進センター

那須塩原市移住促進センターでは、那須塩原市に移住することをお考えの方や、定住された方のサポートを行っています。移住定住コーディネーターが市内のさまざまな情報をご用意しておりますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

また、オンライン相談をはじめメール、電話でのお問い合わせもお待ちしております。

- 開館時間 午前9時～午後4時
- 休館日 水曜日、12月29日～1月3日



那須塩原市  
公式HP



移住促進センター  
Instagram



先輩移住者  
インタビュー動画



### 那須塩原市移住促進センター (市民活動センター内)

〒329-3157

栃木県那須塩原市大原間西1-11-10

JR那須塩原駅西口から徒歩約7分

TEL.0287-73-5742

FAX.0287-73-5743

E-mail. kikakuseisaku

@city.nasushiobara.tochigi.jp



# 起業について

## 商工会

地域の事業者が業種を問わず助け合い、互いの事業や街の発展を目的にさまざまな活動を行う会員組織です。専門家による経営のアドバイスやサポートがあるほか、新たに起業したいという人に向けた支援も行っています。

### ＞ 創業支援資金

市の中小企業者事業資金(制度融資)において、転入して3年以内、かつ創業1年未満のUIJターン者に500万円以内の融資をするほか、融資利率を0.1%引き下げます。また、制度融資の利用に係る信用保証料を全額補助します。

### ＞ チャレンジショップ支援事業費補助金

市内で新たに創業する方や空き店舗を活用して事業を始める方に対して20～60万円までの範囲で改修費や設備費の一部を支援します。

お問い合わせ 那須塩原市商工会 TEL.0287-62-0373  
西那須野商工会 TEL.0287-36-0697

## 栃木県産業振興センター

県内で活動する中小企業を総合的に支援する機関です。各企業の発展段階に応じたサポートを実施しており、新たに起業したいという人には、創業時の悩み相談、ビジネスプランへの助言、補助金対応などを行っています。

### ＞ 地域課題解決型創業支援補助金

地域の課題解決を目的として新たに創業する人(審査あり)に対し、開業の際にかかった経費の半額(上限額200万円)を助成します。

※申請は例年4月中旬から1カ月程度です。

※交付決定を受けた場合、「那須塩原市移住支援助成金」の申請も可能になります。



お問い合わせ 公益財団法人 栃木県産業振興センター TEL.028-670-2600



# 那須塩原市の地図



こんなお悩み、  
まるごとお任せください！

- ✓ 空き家の管理ができない
- ✓ 何から始めていいかわからない
- ✓ 売るか貸すか迷っている

“負担”から  
“安心”へ

# ハチス住研

空  
と  
家  
不動産  
なら

地域密着



お問合せは

☎ **0287-63-3145**



栃木県知事免許(9)第2849号

有限会社 **ハチス住研**

〒325-0026 栃木県那須塩原市清住町94番地282

(公社)栃木県宅地建物取引業協会員 (公社)全国宅地建物取引業保証協会員

メールでのお問合せはこちら



内装解体

リフォーム

空き家  
解体

土地の活用

重機工事

まずは  
ご相談から

解体工事

おまかせください!

プロの解体で安心・安全施工



株式会社 **CLEAN**

栃木県那須塩原市黒磯15-1

TEL:0287-63-7070

メールやLINEでの  
お問い合わせも  
お待ちしております!



HP



LINE



Instagram



営業時間：9:00~17:00

定休日：日曜・祝日



お気軽にお電話ください♪

**0287-72-7000**